

キ a p 町 (2216人)
 平成24年4月1日時点 242人
 平成25年4月1日時点 225人
 平成26年4月1日時点 200人
 平成27年4月1日時点 176人
 平成28年4月1日時点 165人
 平成29年4月1日時点 189人
 ク i h 村 (1498人)
 平成24年4月1日時点 21人
 平成25年4月1日時点 19人
 平成26年4月1日時点 65人
 平成27年4月1日時点 4人
 平成28年4月1日時点 4人
 平成29年4月1日時点 4人
 ケ N 市 (5万9338人)
 平成24年4月1日時点 2801人
 平成25年4月1日時点 2590人
 平成26年4月1日時点 2311人
 平成27年4月1日時点 2032人
 平成28年4月1日時点 1880人
 平成29年4月1日時点 1707人
 コ f q 市 (1万4307人)
 平成24年4月1日時点 182人
 平成25年4月1日時点 169人
 平成26年4月1日時点 264人
 平成27年4月1日時点 247人
 平成28年4月1日時点 196人
 平成29年4月1日時点 137人
 サ a t 市 (6416人)
 平成24年4月1日時点 387人
 平成25年4月1日時点 367人
 平成26年4月1日時点 289人
 平成27年4月1日時点 206人
 平成28年4月1日時点 139人
 平成29年4月1日時点 42人
 シ i j 市 (1万1530人)
 平成24年4月1日時点 119人
 平成25年4月1日時点 254人
 平成26年4月1日時点 275人
 平成27年4月1日時点 238人
 平成28年4月1日時点 225人
 平成29年4月1日時点 43人
 ス I 市 (1万1712人)
 平成24年4月1日時点 5606人
 平成25年4月1日時点 5820人
 平成26年4月1日時点 5155人
 平成27年4月1日時点 4729人
 平成28年4月1日時点 4299人
 平成29年4月1日時点 3837人
 セ a r 町 (1287人)
 平成24年4月1日時点 1210人
 平成25年4月1日時点 1226人
 平成26年4月1日時点 1072人
 平成27年4月1日時点 1077人
 平成28年4月1日時点 975人
 平成29年4月1日時点 961人
 ソ a d 町 (2849人)
 平成24年4月1日時点 2597人
 平成25年4月1日時点 2382人
 平成26年4月1日時点 2279人
 平成27年4月1日時点 2194人
 平成28年4月1日時点 2096人
 平成29年4月1日時点 1977人
 タ F 町 (2201人)

平成24年4月1日時点	1896人
平成25年4月1日時点	2127人
平成26年4月1日時点	2113人
平成27年4月1日時点	2058人
平成28年4月1日時点	2029人
平成29年4月1日時点	1973人
チ H町 (1139人)	
平成24年4月1日時点	1130人
平成25年4月1日時点	1094人
平成26年4月1日時点	1063人
平成27年4月1日時点	967人
平成28年4月1日時点	873人
平成29年4月1日時点	844人
ツ a n町 (3368人)	
平成24年4月1日時点	3298人
平成25年4月1日時点	3276人
平成26年4月1日時点	3133人
平成27年4月1日時点	3039人
平成28年4月1日時点	2960人
平成29年4月1日時点	2846人
テ L市 (5万7598人)	
平成24年4月1日時点	3641人
平成25年4月1日時点	2803人
平成26年4月1日時点	2107人
平成27年4月1日時点	1690人
平成28年4月1日時点	1358人
平成29年4月1日時点	884人

(5) 福島県全域において、平成23年3月1日時点での18歳未満人口は33万9151人であったところ、平成29年4月1日時点の福島県全域の18歳未満の者の避難者数は1万8910人であり、その人口比は約5.6%であった(丙C114、248)。

5 本件事故後の新聞報道等の状況

本件事故後の新聞報道等の状況は、次のとおりである(新聞記事の見出し等である)。

(1) 平成23年3月の報道状況(かっこ内の日付は、新聞報道の日付を指す。)

ア 福島県の地方新聞である福島民報においては、本件事故日以降、「福島第一原発1号機 原子炉圧力、設計値の1.5倍」、「福島第一原発の緊急事態宣言 深刻な冷却機能低下」(12日)、「福島第一原発で爆発 放射性物質拡散か 東日本大震災 燃料一部熔融」、「地震対策 もろさ露呈」、「福島第一号機 冷却装置働かず」、「評価『レベル4』か m a 村臨界事故に匹敵」(13日)、「県民12万人避難」、「第一原発3号機も『炉心熔融』」、「水素発生 爆発の恐れ」、「被ばく者111人に」、「国内最悪の原発事故」、「使用済み燃料プール露出」、「f f 原発で高めの放射線量 福島第一1号機から飛来か」(14日)、「原発3号機も爆発」、「2号機、2度空だき」、「福島第一 炉心熔融か」、「危険レベルでない 官房長官」、「20キロ圏、屋内退避」、「メルトダウンの恐れ」、「福島第一原発第2号機 放射性物質大量放出も 住民への影響懸念」、「放射線 通常の260倍 第二原発付近」(15日)、「高濃度放射能漏れ」、「屋内退避30キロに拡大 福島第一原発 2号機損傷、4号機爆発」、「燃料集合体の損傷 1号機70% 2号機33%」、「放射線量、極めて危険 3、4号機敷地内」、「放射能 福島、通常の478倍県『健康に影響はない』」、「放射能、関東にも拡大」、「安全の『壁』崩壊」、「スリーマイル以上『レベル6』の見方」(16日)、「原発危機依然続く」、「福島第一 3号機白煙、4号機また火災 きょうにも地上から注水」、「重大損傷『可能性低い』」、「放射線量 また危険数値」、「(17日)」、「効果は一時的? 福島第一原発の冷却放水」(18日)、「国内最悪 事故評価『5』」、「再び放水、電源復旧急ぐ」、「原発敷地内 放射線量が一時減少」、「使用済み燃料プール 5、6号機温度上昇」(19日)、「東電6人100ミリシーベルト超被ばく 消防庁職員は最大27ミリシーベルト」(20日)、「5、6号機も電源復旧 2、3号機で一時発煙」(22日)、「給水ポンプ運転へ準備 3号機で黒煙、作業中断」、「危機脱出 なお難題」、「セシウム チェルノブイリの20~50%か」、「北西25キロに高線量地域」(24日)、「20~30キロ圏の避難検討 政府 屋内退避者の生活困難」(25日)、「原発危機 20~30キロ圏 自主避難 官房長官『指示』も検討」、「高線量区域避難促しを 原子力安全委が提言」、「1~3号機 復旧中断 第一原発 放射性物質 濃度1万倍 1、3号機同レベル」、「長期戦の様相 高い放射線量 拡大懸念」、「第一原発1~3号機 安定停止見通し不透明 東電関係者『数か月以上』」、「原発危機『レベル6以上確実』海外専門家スリーマイル超す」、「2人が皮膚に大量被ばく 2~6シーベルト、やけどと同様」、「20~30キロ圏自主避難 脱出か残るか 住民の不安と戸惑い増幅」(26日)、「タービン建屋 たまり水 2号機は1000ミリシーベルト以上」(28日)、「建屋外でも高線量の水 2号機压力容器破損の恐れ」、「高濃度放射性物質含むたまり水 約20時間で出現3号機」(29日)、「燃料棒熔融裏付け プルトニウム検出深刻さ浮き彫り」、「深刻な燃料損傷」、「スリーマイルの14万倍 放射性物質放出で試算 米団体」(30日)、「損傷炉心、汚染が課題」、「第二原発で一時、発煙」(31日)等の新聞報道がされていた。(甲B11の1の1)

イ 他方、全国紙においては、「放射線『情報ない』 住民、避難場所を転々」(13日)、「3号機も緊急事態 冷却機能失う 建屋爆発の恐れ」、「原発3号機も爆発」、「被曝の影響は 微量→まず心配なし 体に付着→除染必要」(14日)、「放射線量が異常値」、「最大400ミリシーベルト」(15日)、「原発避難 福島8万人 大規模 受け入れ追いつかず」、「県境越える人続々」、「30キロ圏外 普段の生活を」、「買いだめ 被災地に迷惑」、「放射線、周辺で高数値」(16日)、「放射能 体への影響は」、「放射線、なぜ怖い? 細胞の遺伝子壊す」、「がんなどのリスクは? 一度

に浴びると高まる」、「高い測定値、大丈夫？ 健康への影響出ない値」（17日）、「放射線量低下傾向に」、「一部自治体放射線量依然高め」、「原発 緊迫の冷却作業」（18日）、「放射線量、値は変わらず」「被曝、心配し過ぎないで 専門家ら呼びかけ」（19日）、「ホウレンソウ・原乳・水道水 一部で基準超す放射能 政府『直ちに健康影響ない』（20日）、「全6基で電源接続 3・4号機制御室の復旧急ぐ」（23日）、「1～4号機、まだ不安定 続く燃料冷却作業」、「放射線量 福島・首都圏下がる傾向」（24日）、「原子炉から漏るか 汚染水被曝 配管破損の懸念」、「被曝、限度の2～6倍」（26日）、「各地で放射線量低下 大気・水道」、「100ミリシーベルト がんの恐れ0・5%上昇」、「放射線量 大気中低下続く」（28日）、「放射線量さらに低下」（29日）等の新聞報道がされていた。（丙C227、228の1及び2）

(2) 平成23年4月の新聞報道（甲B11の1の2、丙C227）

福島県の地方新聞である福島民報において、「放射性物質 a oの土壌 基準値超え IAEA『避難指示に相当』」、「1号機地下水 基準の1万倍」（1日）、「高濃度汚染水6万トン 亀裂付近の海水ヨウ素750万倍」（6日）、「冷却機能回復は不透明」（7日）、「窒素注入網渡り 汚染拡大の恐れ」、「スリーマイルより深刻 チェルノブイリとの中間」（8日）、「第一原発事故評価『7』最悪チェルノブイリに並ぶ」、「j b小 限度上回るヨウ素」（13日）、「1～3号機溶融燃料 圧力容器底に沈殿か 原子力学会見解 安定まで2、3ヵ月」、「放出放射能1500億ベクレル」（16日）、「外付け装置で安定冷却 炉心とプール 水循環へ」、「海水の放射性物質 2号機前の濃度上昇」（17日）、「原子炉安定6～9ヵ月」、「福島第一 住民の帰宅来年か 東電 事故収束へ工程表」、「汚染水位また上昇」（18日）、「2号機プール燃料損傷か」、「1、3号機建屋高線量」、「核燃料溶融認める」（19日）、「1号機「水棺」へ漏れ有無確認」、「4号機燃料プール水漏れか」（27日）等の各新聞報道がされた。

他方で、全国紙においても、「各地の放射線量減少傾向続く」、「コラムにおいて」「低い線量での発がん確証なく 年1ミリシーベルトでも急性症状の1000分の1」（3日）、「高濃度汚水 流出止まる」（6日）、「高汚染水、移送作業へ きょうにも保管先確保」、「電源復旧へ一歩」（9日）、「『原発40キロ圏外 避難不要な量』放射線、米政府が推定」、「福島、開校できぬ線量も」（10日）、「『チェルノブイリと違う』IAEA 事故構造や規模」（13日）、「高汚染水回収徐々に前進」（14日）、「原発安定に6～9ヵ月 東電、収束へ工程表」、「『長い』『信じていいのか』被災者ら思い複雑 帰宅時期なお不透明」、「避難住民、不満・諦め」（18日）、「計画的避難1万人」（22日）等の新聞報道がされていた。

(3) 平成23年5月の新聞報道（甲B11の1の3）

「原発内の放射線量高過ぎ 被ばく測定できず」（1日）、「収束作業 遅れ懸念」（3日）、「『冠水』へ炉心注水量増 来月、新冷却システム稼働」（7日）、「1号機建屋の濃度低下」（8日）、「第一原発3号機 圧力容器温度が大幅上昇 燃料、底に落下の可能性」（9日）、「第一原発1号機 内部最大7000ミリシーベルト 安定冷却へ環境整備」（10日）、「高度6000～8000メートルで拡散？ a a大（判決注：a a大学）の放射性物質観測 健康に影響なし」（12日）、「第一原発1号機 圧力容器底に穴 核燃料露出し大半溶融」、「a m、a s村民が一時帰宅」（13日）、「1号機地下に大量の水 建屋内で2000ミリシーベルト測定」、「新たな冷却へ準備 汚染水浄化設備も搬入」（15日）、「1号機『冠水』断念」、「4号機も水素爆発？ 配管から流入の可能性」（16日）、「第一原発メルトダウン 立たぬ収束の見通し 東電の工程維持も困難」（17日）、「3号機汚染水移送開始」（18日）、「原発安定遠い道のり 2、3、4号機にも難題」、「たまり水 約10万トン」（19日）、「1号機地下で水位上昇放射線量の分布調査」（21日）、「海流出の3号機汚染水 放射性物質20兆ベクレル 第一原発 年間許容量の100倍」（22日）、「連絡通路に汚染水」、「隠蔽体質変わらぬ東電」（27日）、「収束、年内は絶望的」、「見切り発車の付け 工程表、根拠に乏しく」、「1号機プール冷却改善」（30日）、「雨で汚染水位上昇 1号機建屋地下で37センチ」（31日）等の新聞報道がされた。

(4) 平成23年6月の新聞報道（甲B11の1の4）

「2号機プール循環冷却」（1日）、「第一原発汚染水 15日までに漏出恐れ」（4日）、「1号機、最大値の4000ミリシーベルト」、「1号機圧力容器『大きな穴なし』」、「放射性物質1万分の1に低減 東電の汚染水処理計画」（5日）、「4号機 燃料プール冷却遅れ」（7日）、「1、2号機で一時停電 窒素供給装置に不具合」（9日）、「汚染水浄化装置水漏れ」（11日）、「第一原発 汚染水浄化 試運転で水漏れ 本格稼働遅れか」、「4号機燃料プールへの放水 新たな注水設備設置」（17日）、「浄化システム本格稼働 試運転の水漏れ部品交換」、「汚染水、大きな壁 冷却へ正念場」（18日）、「汚染水処理5時間で停止 循環注水冷却あす以降」（19日）、「機器から強い放射線 ビット水位低下、露出の恐れ」（20日）、「2号機たまり水6メートル 圧力容器水位測定へ計器設置」（23日）、「第一原発汚染水除去機器経由せず」（24日）、「第一原発 月内にも循環注水冷却 セシウム浄化目標達成」、「放射性物質7年で拡散」（25日）、「汚染水処理、網渡り続く いつになる炉心の安定冷却」（27日）、「汚染水処理たびたび停止 注水一時中断、ホースに穴」（30日）等の新聞報道がされた。

(5) 平成23年7月の新聞報道等（甲B11の1の5）

「5号機冷却一時停止 ホースに亀裂、海水噴出」（4日）、「汚染水処理に遅れ 稼働率76%、目標下回る」（7日）、「解体、撤去に数十年 福島第一原発廃炉へ中長期工程表 炉心燃料回収10年後 原子力委など合同で検討」（10日）等、汚染水処理の遅れ等に関する報道がされていた。

(6) 平成23年8月以降の新聞報道等（甲B11の1の6ないし11の1の30、丙C238）

「4号機プール本格冷却 浄化システムで水漏れ」（平成23年8月1日）、「毎時10シーベルト超の高線量確認 1、2号機間敷地内で最高値」、「燃料出てきた可能性」（同月2日）、「1号機建屋 毎時5シーベルト以上」（同月3日）、「新たな浄化装置 試運転」（同月17日）、「原発周辺避難解除 年1ミリシーベルトが長期目標 除染など対策必要」（同月23日）、「1号機格納容器配管に水素 東電『爆発可能性低い』」（同年9月24日）、「2号機5階で250ミリシーベルト」（同年10月22日）、「『冷温停止』難航も 2号機小規模臨界か キセノン検出 核分裂確実」（同年11月3日）、「東電、臨界を否定 第一原発キセノン『自発核分裂』」（同月4日）、「『冷温停止』達成後も多難」（同月18日）、「汚染水150リットル海に流出」（同年12月7日）、「首相『事故収束』宣言 冷温停止状態ステップ2完了 住民『早すぎる』」、「汚染水流出、『冠水』断念 難題次々と浮上」（同月17日）、「プール冷却一時停止 送電施設トラブル、停電」（平成24年1月18日）、「高濃度汚染水1100トン発見」（同月20日）等の新聞報道がされたほ

か、冷却水の漏れ等が報じられていた。その他、平成25年に至っても、汚染水処理設備の停止等が報じられるなどしていた(平成25年4月5日等)。

他方で、平成23年9月30日には、福島第一原発の各原子炉の状態が安定し、水素爆発の可能性が低くなるなど一定の条件が整ったとして、緊急時避難準備区域が解除されることとなったこと等が報道され(丙C238・20頁)、同年12月16日や同日17日には、冷温停止状態を政府が宣言すること等が報道されるなどしていた(同25、26頁)。

6 除染状況等

(1) 原災本部は、平成23年8月26日付けで、「除染に関する緊急実施基本方針」(丙C241)を公表した。同方針においては、避難指示を受けている地域について、国が主体的に除染を実施・推進すること、除染の実施により、同時点において緊急時被ばく状況(当時の運用では、追加被ばく線量が年間20mSv以上)にある地域を段階的かつ迅速に縮小させること、現存被ばく状況(年間20mSv以下の地域)にある地域においては、市町村において除染計画を策定し、追加被ばく線量が年間1mSv以下となることを目標とすること、国が市町村の除染計画の作成・実施に対して技術的・財政的な支援を行うことなどが示されていた(丙C241)。

環境省は、平成23年12月19日、(1) a r町、a d町、F町、H町、a n町、a o村等の全域及びa t市、I市、a p町及びa s村のうち警戒区域又は計画的避難区域に属する地域を、除染特別地域(国が土壌等の除染等の措置等を実施する必要がある地域)として指定したこと、(2)福島県内のa a市、L市、N市、i j市、i f町、b a市、i d市等の全域等を汚染状況重点調査地域(当該地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域)として指定したこと等を公表した(丙C242)。

(2) 国直轄除染地域において、a t市は平成25年6月までに、a s村、a r町及びF町は平成26年3月までに、a m村及びa p町は平成27年12月までに、H町は平成28年3月までに、それぞれ除染作業が終了した。また、平成28年9月30日時点において、a o村の除染作業は、宅地が100%、農地が98%、森林が99%、道路が84%完了し、I市の除染作業は、宅地が96%、農地が39%、森林が70%、道路が47%完了し、a d町の除染作業は、宅地が100%、農地が99%、森林が100%、道路が99%完了し、a n町の除染作業は、宅地が88%、農地が53%、森林が96%、道路が81%完了していた(丙C246)。

他方、福島県内の市町村除染地域については、平成28年8月末時点において、公共施設等の除染作業は90%程度、宅地の除染作業は95%程度、農地・牧草地の除染作業は85%程度、生活圏の森林の除染作業は60%程度、道路の除染作業は60%程度完了していた。(丙C246・20、21頁)

(3) I市においては、平成23年11月に「I市除染計画」が策定され、除染作業は、平成28年12月31日時点で、宅地が96%、農地が84%、森林が81%、道路が71%完了していた(丙C182の2、丙C372)。

a a市においては、平成28年6月末時点で、除染作業は、宅地が100%、公共施設等が98.8%、農地が67.4%、森林が40%、道路が81.5%完了していた(丙C135)。

f p市においては、平成28年10月末時点で、除染作業は、宅地が92.9%、公共施設等が46.6%、農地が98%、森林が65.8%、道路が89.4%完了していた(丙C167)。

i f町においては、平成28年10月末時点で、除染作業は、住戸、公共施設、道路、農地(水田、樹園地)、森林のいずれも完了していた(丙C291の2)。

N市においては、平成28年6月末時点で、除染作業は、宅地が94.3%、公共施設等が97.3%、農地が75.6%、森林が100%、道路が34.1%完了していた(丙C131)。

L市においては、平成28年6月末時点で、除染作業は、宅地が65.7%、公共施設等が100%、農地が100%、森林が100%、道路が13.6%完了していた(丙C122)。

7 避難指示等対象区域の本件事故後の状況等

(1) F町

F町は、前記前提事実(第2部第2章第3の6及び7)のとおり、その多くの区域が帰還困難区域とされ、その他の区域も平成31年4月10日まで居住制限区域又は避難指示解除準備区域として指定されていた。

F町の旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域においては、平成27年3月、福島第一原発の作業員約3000人分の食事を提供する給食センターが稼働を開始した。また、同年12月、F町j c発電所が発電を開始した。(丙C50の5・5頁)

(2) H町

H町は、前記前提事実(第2部第2章第3の6及び7)のとおり、町全域が帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定され、その後、令和2年3月4日に避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部の指定が解除された。

H町の旧避難指示解除準備区域においては、平成27年8月、H町j d(一時帰宅者用休憩施設)がオープンするなどしていた(丙C50の5・5頁)。

(3) a d町

a d町には、前記前提事実(第2部第2章第3の6及び7)のとおり、帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定されていた区域があったが、平成29年4月1日、居住制限区域及び避難指示解除準備区域の指定が解除され、令和2年3月10日午前6時、帰還困難区域に指定されていた区域のうち一部の区域に係る指定が解除された。

a d町の旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域の状況は次のとおりであった(丙C50の4・5頁、丙C50の5・5頁、丙C69の5)。

ア 平成27年10月、町役場(a r分室)及び警察(道の駅j e)の一部機能が町内に移転された。

イ 同年8月、JAEA・j fセンター国際共同研究棟の立地が決定したほか、同年10月、交流サロンが開設された。なお、平成28年頃の時点においては、同年10月に町内に診療所が開所される予定であり、同年11月に複合商業施設が開設される予定であるとされていた。

ウ 平成28年9月17日から、「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」(避難指示が解除された場合にふるさとでの生活を円滑に再開するための準備作業を行うため、本来避難指示区域内では禁止されている自宅等での宿泊を、希望する住民が登録手続をした上で特例的に行うものである。以下「準備宿泊」という。丙C68)が実施された。

(4) a n町

a n町には、前記前提事実（第2部第2章第3の6及び7）のとおり、帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定されていた区域があったが、平成29年3月31日、居住制限区域及び避難指示解除準備区域の指定は解除された。

a n町の旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域の状況は次のとおりであった。

ア 平成27年7月15日時点で、a n町内において、所定の手続きを経て事業を再開している事業所は、平成26年8月27日に営業を再開したコンビニエンスストアを含めて、18事業者（22事業所）であり、平成28年8月4日時点では、21事業者（25事業所）であった（丙C53の1及び2、丙C54、丙C55・12頁）。

イ 平成26年から、水稻の実証栽培が開始され、全量全袋検査において全て基準値以下となり、平成27年11月、a n町産の米が、本件事故後初めて販売された。野菜についても、平成25年から試験栽培が開始され、全14品目で安全が確認された。また、花卉については、平成26年から実証栽培が開始された（丙C50の4及び5・5頁、丙C55・13頁、丙C56）。

ウ また、平成27年時点において、平成29年3月には上下水道の全配水管が復旧予定であり、避難指示解除準備区域内の公共下水道も同月までに復旧予定であった（丙C55・11頁）。

エ その他、平成29年3月31日に区域の指定が解除された後、同年8月には、仮設商店街でステージイベントが2日間にわたって開催されるなどしていた（丙C205・2、3頁）。

なお、平成31年1月末時点でa n町内に居住している世帯数は596世帯（896人）であり、令和2年1月末時点では787世帯（1227人）であった（丙C296・28頁、丙C345・20頁）。

(5) a m村

a m村には、前記前提事実（第2部第2章第3の6及び7）のとおり、帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定された地域があったが、居住制限区域及び避難指示解除準備区域の指定は平成28年6月12日に解除された。a m村における本件事故後の状況は次のとおりである。

ア 平成28年3月1日、J A・k e・a m支店が業務を再開し、同年5月11日、a m村（以下略）の宿泊交流館「j g」が再開した。同年6月から、地域福祉センターがデイサービス等を再開した。また、同年頃までには飲料水の安全・安心確保を目的として、井戸掘削等の対策が実施された。（丙C50の4・4頁、丙C50の5・4頁）

イ a m村においても、平成27年には米の実証栽培が開始されていた（丙C50の3・4頁）。

ウ また、平成27年8月31日から約3か月間、準備宿泊が実施された（丙C69の3）。

(6) a o村

a o村においては、前記前提事実（第2部第2章第3の6及び7）のとおり、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域に指定された区域があったが、平成29年3月31日、居住制限区域及び避難指示解除準備区域の指定は解除された。本件事故後のa o村の状況は次のとおりである。

ア 平成27年9月1日時点で、a o村内において、所定の手続きを経て事業を再開している事業所は、合計49事業所（居住制限区域内に47事業所、避難指示解除準備区域内に2事業所）であった。なお、コンビニエンスストアも同年7月31日に営業を開始していた。（丙C57、58の1・5頁）

イ 平成27年8月時点では、旧公民館跡地に「a o村交流センター（仮称）」の建設が始まっており、隣接するj h地区では平成27年も米の実証試験が行われている（丙C58の1・4頁）。

ウ c p地区に村内復興拠点エリアが整備され、大規模太陽光発電施設が完成し、平成28年6月1日に竣工式が行われた（丙C58の2）。

エ 平成27年11月、j i仮設焼却施設の火入れ式が実施されたほか、平成28年7月1日には、村役場本庁に役場機能が戻り、業務が開始された。また、同年9月1日、医療機関である「a oクリニック」が診療を再開した（丙C50の4・5頁、丙50の5・4頁）。

平成27年10月頃には、幼稚園・小中学校について平成29年4月から村内で再開する方針が発表されていた（丙C50の4・5頁）。

オ a o村においては、平成28年7月1日から、「ふるさとへの帰還に先だつ長期の宿泊」（避難指示解除の時期を定めた上で、解除後の本格的な復興に先んじた準備（自宅の清掃、営農や事業再開の準備など）を行うため、本来、避難指示区域内では禁止されている自宅等での宿泊を、希望する住民が登録手続の上で特例的に行うもの）が実施された（丙C71）。

(7) a p町

a p町においては、前記前提事実（第2部第2章第3の6及び7）のとおり、その一部が居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定されたが、平成29年3月31日、これらの区域の指定は解除された。a p町における本件事故後の状況は次のとおりである。

ア 平成27年8月末に警察の駐在所が日中の業務を再開し、平成28年3月には夜間の常駐体制を再開した（丙C50の4・4頁、丙C50の5・4頁）。

イ 平成27年9月頃までには、主要交通道路はおおむね復旧されていた。また、平成28年頃までに、飲料水の安全・安心確保を目的として、井戸掘削等の対策が実施された（丙C50の4・4頁、丙C50の5・4頁）。

ウ 平成27年8月31日から3か月間、準備宿泊が実施された（丙C69の1）。

(8) I市

I市においては、前記前提事実（第2部第2章第3の6及び7）のとおり、その一部が帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定されていたが、居住制限区域及び避難指示解除準備区域の指定は、平成28年7月12日に解除された（その他、緊急時避難準備区域に指定された区域や同市による独自の避難要請がされた区域があったことは前記前提事実のとおりである。）。

ア I市d a区における本件事故後の状況は次のとおりである。

(ア) d a区では、本件事故時の人口は1万2842人であったが、平成28年10月13日時点の人口は870人であった（丙C101の3）。

(イ) 平成27年8月15日時点で、d a区内の事業所数（総数488）のうち、210事業所が再開しており、そのうち、44事業所がd a区内で事業を再開していた。平成28年12月時点においては、72の事業所がd a区内で事業を再

開していた(丙C59・11頁、丙C158)。

また、平成28年には、夏祭りや秋祭りが行われた(丙C162の3及び4)。

(ウ) 平成27年4月にd a病院が診療を再開した。同年9月にはお弁当、生活必需品等を取り扱う商店が開店した(丙C50の3ないし5・各4頁)。

(エ) 平成28年7月12日、JR・j j線のj k駅からd a駅間が運転を再開した(丙C184)。

イ I市b e区における本件事故後の状況は次のとおりである。

(ア) b e区では、本件事故当時の人口が4万7116名であったが、平成24年4月12日時点の居住者数は2万9453名であり(同時点で避難者数は1万2823名であった)、平成27年10月29日時点の居住者数は4万1609人、平成28年10月13日時点の居住者数は4万2625人であった(丙C101の2及び3、丙C365・8頁)。

(イ) b e区に所在するI市役所本庁舎は、本件事故後も移転しなかった。

本件事故当時にb e区にあった小中学校12校のうち、5校は平成23年10月17日から、3校は地震被害を修繕の上で平成24年1月10日から、残る4校も地震被害を修繕の上で同年2月27日から、それぞれ授業を再開した(丙C102、丙C183)。

また、商業施設については、平成23年5月6日にj 1店が営業再開したほか、同年4月以降、各種商業店舗が営業を再開した(丙C103、丙C104)。

医療機関についても、平成24年5月1日時点で29の医療機関、19の歯科医療機関が診療を行っていた(丙C105)。

ウ I市b f区の本件事故後の状況は次のとおりであった。

(ア) b f区の本件事故当時の人口は1万1603人であったが、平成27年10月29日時点の人口は1万3443人となっていた(丙C101の2)。また、平成27年9月1日時点で、b f区内には、少なくとも入院設備のある病院が1つ、診療所が3つ、歯科医療機関が4つ営業していた(丙C157の2)。

(イ) b f区においては、平成23年4月22日から小中学校が再開されており、b f小学校及びb f中学校に仮設校舎が設置され、I市内の避難指示区域内からの児童、生徒を受け入れていた(丙C102、丙C183)。

エ その他、I市における本件事故後の状況は次のとおりであった。

(ア) 本件事故直後、d a区においては多くの地域で断水し、b f区及びb e区においても一時全域で断水が生じたが、平成23年4月25日時点では、b f区及びb e区では、津波被災地域を除く多くの地域において給水が可能な状況となっていた。また、I市内では、本件事故直後、すべての公共交通が運休状態となっていたが、平成23年4月に入ると、バス路線等が相次いで再開した(丙C183)。

(イ) I市の小中学校においては、本件事故後、屋外活動時間が制限されていたが、同制限は平成24年4月に解除された(丙C132)。

(ウ) I市の農作物に関しては、平成25年に至っても、野生鳥獣の肉や梅等について出荷制限がかけられていた(丙C183・51、52頁)。

(エ) I市において平成27年ないし平成28年頃に行われた大気浮遊じん放射能濃度測定結果、飲料水(水道水)の放射能物質モニタリング検査、学校給食提供食の放射線量の測定結果においては、特に問題となる数値は検出されなかった(丙C159の1ないし161の2)。

(9) a s村

a s村は、前記前提事実(第2部第2章第3の6及び7)のとおり、その一部の地域が居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定されていたが、平成28年6月14日までにこれらの区域の指定はいずれも解除された。a s村の本件事故後の状況は次のとおりであった。

ア a s村役場が、平成24年3月26日に本庁舎での業務を再開した(丙C60の1)。

イ 平成27年1月までに、有田焼の技術を応用した蓄光素材でものづくり日本大賞を受賞した企業や野菜工場がa s村に進出したほか、遅くとも同年7月頃までには、農産物等直売所、コンビニエンスストア店舗、a s郵便局、j m郵便局、J A・H・a s支店、郡山信用金庫が営業を再開していた(丙C50の2・4頁、丙C60の1)。

ウ a s保育園、a s小学校、a s中学校はいずれも平成27年頃までには再開していたほか、平成28年4月に室内型村民プールがオープンした(丙C50の5、丙C60の1)。

エ また、平成27年頃までには、a s村j n診療所が診療を再開していた(内科・歯科が常設。整形外科週1回、心療内科月1回、眼科月1回。)(丙C60の1)。

オ 平成27年11月1日から3か月間、準備宿泊が実施された(丙C69の4)。

(10) a t市

a t市は、前記前提事実(第2部第2章第3の6及び7)のとおり、その一部が避難指示等解除準備区域に指定されていたが、同指定は平成26年4月1日に解除された。a t市における本件事故後の状況は次のとおりである。

ア a t市の市役所本庁舎は本件事故後も移転しなかったが、平成25年1月10日、新庁舎の建設工事に着工し、平成26年10月に工事が竣工した。平成27年1月5日、新庁舎での業務が開始された(丙C63の1)。

電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など、生活インフラは、平成25年9月までにおおむね復旧していた(丙C50の1)。

イ また、平成27年7月に至るまでに、JR・j o線、福島交通バスが通常運行しており、教育機関についても、d qこども園、d r小学校、j p小学校及びd q中学校が本校舎での授業を再開し、県立d s高等学校は通常どおり開校していた(丙C50の2、丙C63の1)。

ウ 平成26年4月に、仮設商業店舗(j q)が開業し、平成27年11月以降、農産物の試験販売が開始された。

また、遅くとも平成27年7月頃までには、d r・j p地区に公設民営の商業施設が2店舗営業していたほか、同年1月にはd q地区にコンビニエンスストアが出店し、同年10月にはd s町でJ A・a t農産物直売所が営業を開始した(丙C50の1及び2、丙C63の1)。さらに、同月から、本件事故の影響で閉鎖していた中央化学東北工場が操業を再開した(丙C50の4)。

エ 平成23年7月から、d q診療所が再開され、その他の歯科診療所も再開されており、平成26年4月には、夜間で

も診療可能なj r診療所がd s町に開設された(丙C50の2、63の1)。

また、平成25年9月までに、特別養護老人ホーム「j s」が再開しており、j t、k a等の介護施設も事業継続している(丙C50の1)。

オ 平成25年8月1日から平成26年3月31日まで、準備宿泊が実施された(丙C69各号証)。

(11) a r町

a r町は、前記前提事実(第2部第2章第3の6及び7)のとおり、その一部が避難指示解除準備区域に指定されていたが、同指定は平成27年9月5日に解除された。a r町の本件事故後の状況は次のとおりである。

ア 平成26年6月1日から、a r町役場において一部業務が開始され、同年12月から、同役場職員が先行的に町内の夜間滞在を開始した(丙C50の2・5頁)。

また、J R・j j線(a q～k b間)の運行が同年6月から再開された。住宅再建に向けた環境作りとして、同年8月からネズミ・害虫駆除や家屋内清掃への支援事業も開始されたほか、同年10月以降、半壊以上の家屋の解体も実施された(丙C50の2・5頁、丙C50の3・3頁)。

イ 商業施設等については、同年7月から、飲食・小売業の町内3事業者による仮設商業施設「k c」が開設され、平成27年7月から、町内スーパーによる宅配サービスが開始された。同年9月19日、レストランを兼ね備えた宿泊施設と露天風呂がある町営の温浴施設「k d」がリニューアルオープンした。加えて、平成28年3月、J A・k e・a r町支店が営業を再開したほか、同年10月12日までに、複数の飲食店、ガソリンスタンド2店舗、24時間営業のコンビニエンスストア2店舗が営業を再開した(丙C50の3、丙C50の4・3頁、丙C50の5・3頁、丙C64の2)。

金融機関についても、同年4月21日、東邦銀行のa r町支店が営業を再開した(丙C50の5・3頁)。

また、平成27年10月19日、福島第一原発の廃炉を円滑に進めていくための試験設備として、k fセンターが開所し、平成28年4月から本格運用を開始した(丙C50の4・3頁、丙C50の5・3頁)。

ウ 平成27年10月、a r町内k h地区でゆずの実証栽培が開始されたほか、k i漁協のサケ漁が再開された(丙C50の4・3頁)。

エ 同年10月、k jクリニックが診療を再開し、平成28年2月1日、k k病院附属k l診療所(内科、整形外科)が開設された。

平成27年11月には、デイサービスセンターk nが再開しており、平成28年3月30日には特別養護老人ホームk o園が再開した(丙C50の4・3頁、丙C50の5・3頁、丙C64の2)。

オ L市内の仮設校舎で再開したk p小学校、k q小学校及びa r中学校が、平成29年4月、a r町内で再開した(丙C64の2、丙C295・16頁)。

8 自主的避難等対象区域及びK地域の本件事故後の状況等

(1) a a市

ア a a市においては、本件地震により、インフラに被害が発生したが、電気については平成23年3月14日、水については同月22日、ガスについては同月30日に全面復旧した(丙C136・13項(109頁以下)参照)。

イ また、a a市内の小中学校においては、同年4月6日から新学期が始まった(丙C249)。

ウ 同年8月6日にはa a市の「m bまつり」が、同日ないし8日には「a a七夕まつり」がいずれもa a市の中心部において開催され、また、同月7日には「a a花火大会」が開催され、同年9月にもh r市場において「青果まつり」が開催されるなど、イベントが多く開催された(丙C250・4、5頁、丙C251)。

エ a a市の製造品出荷額は、平成22年は約6382億円であったが、平成23年は約6019億円、平成24年は約6117億円、平成25年は約6177億円、平成26年は約6372億円と推移した(丙C138・20、21頁、丙C139・15頁)。

また、a a市の自動車保有台数は、平成22年ないし平成24年は20万台ないし21万台、平成25年及び平成26年は21万台ないし22万台、平成27年及び平成28年は22万台ないし23万台の間で推移していた(丙C128の1ないし5、丙C252、253)。

a a市における新設住宅着工戸数は、平成21年から平成28年にかけて平成21年が1362戸、平成22年が1637戸、平成23年が1313戸、平成24年が1488戸、平成25年が1864戸であり、平成26年以降は2000戸を上回っていた(丙C129の1ないし5、丙C254、255)。

(2) f p市

ア f p市においては、本件地震により、道路の地盤沈下、停電、断水が発生した(丙C164の1)。

イ f p市内の小中学校においては、平成23年4月6日に入学式が行われた(丙C164の2)。

ウ f p市内で予定されていたイベントについては、本件地震直後に、イベントの中止等が公表されたものもあり、また、一定期間使用不能となった市民会館等もあった。他方、同年9月には親子の参加者を対象としたクラシックコンサートが開催され、同年10月ないし11月頃には復興イベントが開催されるなどしていた(丙C164の2・2頁、丙C164の4・23頁、丙C164の5)。

エ 同年11月に実施されたf p市内の学校給食食材の放射性物質の検査の結果、基準値を超える放射性物質(放射性ヨウ素131、放射性セシウム-134、放射性セシウム-137)はいずれも検出されなかった(丙C163の1)。また、水道水の放射性物質のモニタリング検査結果においても、同年4月24日以降の検査においては、いずれも基準値を超える放射性物質は検出されなかった(丙C165)。

(3) b a市

ア b a市においても、本件地震による各種被害を受けたほか、平成23年3月22日に、同市内の一部地域の水道水について、乳児に対する基準値を上回る放射性ヨウ素が検出されたことから、3歳未満の子供がいる家庭に対し、水道水の摂取を控えるよう告知があった。もともと、その後の水質調査の結果、乳児に対しても問題ない数値に回復していることが確認され、同年6月には放射性物質は検出されなかった旨の告知がされた(丙C173の1・1頁、丙C173の2・3頁)。

イ 同年4月6日に、小中学校の入学式が行われたほか、同月7日及び9日には保育園や幼稚園の入園式が行われた(丙C173の1・3頁)。

(4) i d市

ア i d市においても、本件地震により、停電や断水が発生したが、平成23年3月30日までには全て復旧しており、本件事故に関しては、同日に発行されたi d市の広報誌に、同市内で測定された放射線量の数値は健康に影響のないレベルであるとして冷静な行動を求める旨のi d市長の声明が掲載された。同広報誌には、大気中の放射能について、同月17日には毎時10.1 μ Svが観測されたものの、その後、徐々に低下しており、健康に影響のないレベルとなっていること、水道水中の放射性物質の量も基準値を下回っており安全であること、他方食品中の放射能については葉物野菜から基準値を超える放射能が検出されていること等が公表されていた(丙C224)。

同年4月20日に発行されたi d市の広報誌においては、土壌分析の再調査の結果、稲の作付けを進めてよいこと、水道水のモニタリングの結果、同月5日以降は水道水から放射性物質が検出されなかったため、水道水を飲んでも安全であること等が公表されていた(丙C283)。

イ 同年6月8日に発行されたi d市の広報誌においては、局所的に放射線量の値が高い場所があり、これらの場所に子供たちを近づけないように注意することが必要であることのほか、手洗いとマスクの着用を推奨する旨の記載があった(丙C225)。また、同月29日に発行されたi d市の広報誌においては、暑い時には窓を開けても問題ない旨、子供たちが半袖・半ズボンの服装で屋外で遊ぶことも問題ない旨、エアコンをつけても問題ない旨のほか、洗濯物を取り込むときには外で埃を落とすことを推奨する旨、側溝や水たまり等放射線量の値が高い場所には近づかないように注意する必要がある旨等が記載されていた(丙C226)。

(5) N市

ア N市においては、本件地震により、インフラに被害が生じたが、上下水道については平成23年4月1日、電力については同年3月12日、都市ガスについては同月26日までにいずれも復旧した(丙C130・29ないし32頁)。

イ 保育所については、同年3月24日から公立保育所と民間認可保育所が一部を除き開所し、同月28日にはすべて開所していた。また、同年4月1日には市外からの転入児童・生徒442名を受け入れて、小中学校の新学期が始まっていた(丙C256・1、3頁)。

ウ 平成23年6月28日及び同月29日には、N総合運動場k r野球場において、プロ野球の公式戦が行われ、2日間で約2万8000人の観客が観戦に訪れた(丙C257・9頁)。また、同年8月4日ないし6日にはm cまつりが、同月9日及び10日にはm dまつりが、同月6日及び14日には花火大会が開催されるなど、各種イベントが開催された(丙C257・14、15頁、丙C258・9頁)。

エ N市の製造品出荷額は、平成22年は約8291億円、平成23年は約7910億円、平成24年は約7760億円、平成25年は約8411億円、平成26年は約8545億円と推移していた(丙C133・15頁)。

N市の自動車保有台数は、平成22年及び平成23年は約25万台弱、平成24年及び平成25年は25万台ないし26万台、平成26年ないし平成28年は26万台以上となっていた(丙C128の1ないし5、丙C252、253)。

N市における新設住宅着工戸数は、平成21年は2172戸、平成22年は1940戸、平成23年は1678戸、平成24年は2301戸、平成25年は2608戸、平成26年は3111戸であった(丙C133・18頁)。

(6) L市

ア L市においては、本件地震により、インフラに被害が生じたが、電力については本件地震後1週間以内に、水道については平成23年4月21日におおむね復旧し(ただし、津波や地滑りの被害で復旧が困難な地域を除く)、都市ガス及び電話については同月中にいずれも回復した(丙C125・15、16頁)。

イ L市では、平成23年4月6日に小中学校の入学式・始業式が行われ、同月7日に市立幼稚園の入園式が行われた(丙C259・3頁)。

ウ L市内の施設については、同年6月20日時点で、k sやフラワーセンター、道の駅k t等、屋外の施設が再開しており(丙C196の1・8、9頁)、また、同月4日に、m f・ドリーム・プロジェクト「(省略)」という野外イベントが、1 aで開催された(丙C196の1・1頁)。さらに、同年6月ないし同年8月には、市内において夏祭りが複数開催されるなどしていた(丙C196の2・10、11頁)。

平成24年2月12日には、「第3回m eマラソン」が開催され、6785名のランナーがフルマラソンを含む各種目に参加した(丙C196の3・2、3頁)。

エ L市の製造品出荷額は、平成22年は約9703億円、平成23年は約8258億円、平成24年は約8329億円、平成25年は約8839億円と推移していた(丙C126)。

L市の自動車保有台数は、平成22年及び平成23年は約26万台弱、平成24年及び平成25年は26万台ないし27万台、平成26年以降は27万台以上であった(丙C128の1ないし5、丙C252、253)。

L市における新設住宅着工戸数は、平成21年は1694戸、平成22年は1712戸、平成23年は1514戸、平成24年は3191戸、平成25年は4608戸、平成26年は3933戸、平成27年は3042戸、平成28年は3104戸であった(丙C129の1ないし5、丙C254、255)。

(7) i j市周辺(K地域)

ア i j市においては、本件地震により、道路の亀裂・陥没・隆起等が生じたほか、停電、広範囲の断水等が発生した(丙C307・4、5頁)。

イ 平成23年4月1日には、i j市内の保育園において入園式が行われ、同月9日ないし11日には高等学校の入学式が行われるなどした。同年5月頃には、ゴルフコース内において釣りや山菜取りのイベントが実施され、同年6月には市内の小中学生による交通安全鼓笛パレードや空手の大会が、同年7月にはほたるまつりが、同年8月には夏まつりがそれぞれ開催されるなど、各種イベントが開催された(丙C309・1、3、4、13、21、25、29、34頁)。

9 新潟県による「福島第一原発事故による避難生活に関する総合的調査報告書」(甲C28、29)について

新潟県は、本件事故が人々の健康と生活に及ぼす影響の検証の一環として、本件事故による避難生活を取り巻く状況を調査・分析し、避難生活の全体像の実態を明らかにすることを目的として、平成30年3月に、「福島第一原発事故による避難生活に関する総合的調査報告書」を公表した。

同調査は、新潟県内の避難者を対象にアンケート調査等を実施して行われたものであり、その調査報告書の要点を取りまとめた「福島第一原発事故による避難生活に関する総合的調査のポイント」(甲C29)の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件事故から約1年3か月後の平成24年6月時点において、全国で約16万4000人が避難しており、福島

第一原発から30km圏内にある地域においては市町村人口の約53%に当たる約9万8000人が、30km圏外にある地域においては市町村人口の約3%に当たる約5万9000人が避難しており、平成29年10月においても、約5万3000人が避難を継続している。

(2) 新潟県内の避難者等へのアンケート調査の結果、本件事故前と比較して、(1)平均世帯人数が減少しており、また、3世代同居世帯も大きく減少していること、(2)持ち家率が半減していること、(3)いわゆる正規雇用者や自営業者・家族従事者が減少し、パート・アルバイトを含む非正規職員や無職が増加したこと、(4)1か月あたりの平均世帯収入が約10万5000円減少していること等の結果が得られたほか、(5)本件事故に関する賠償制度についても、避難者の約3分の2が不満を持っており、特に区域外避難者の不満度が高いこと、(6)被ばくに関する将来の健康への影響に不安を持つ避難者が過半を占めていること(ただし、上記不安を感じる者の割合については、避難指示区域内からの避難者における割合よりも、避難指示区域外からの避難者における割合が高いものであった。)、(7)避難により友人・知人、近所や地域との付き合いやつながりが薄くなった者が多数を占めること、(8)児童生徒への影響に関しては、避難先で「友達がたくさんできた」、「学校が楽しい」等とする回答が多数を占めていること等の結果が明らかとなった。

第4 本件事故後の放射線に関する知見、調査結果等

前記前提事実第7の4のとおり、放射線の種類、線量に関する単位等には様々なものがあるが、放射線が体内に侵入した場合、放射線はDNAを損傷し、その結果、DNAの突然変異等が起こることがあり、がんや遺伝性影響の原因となる可能性がなくなること等が知られている(乙C41)。

本件事故後の放射線及び放射線防護に関する主な知見、調査結果等は次のとおりである。

1 本件事故後の日本の放射線防護体制等

原子力安全委員会は、平成23年7月19日、「今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的な考え方について」(丙B9)を公表した。同文書では、緊急時被ばく状況においては、計画的避難区域の設定に係る助言に関し、ICRPの2007年勧告において緊急時被ばく状況に適用することとされている参考レベル(年間20mSvないし100mSv)の下限である年間20mSvを適用することが適切であると判断したこと、緊急時被ばく状況から現存被ばく状況に移行した後においては、防護措置の最適化のための参考レベルは、ICRPの2007年勧告において適用することとされている参考レベル(年間1mSvないし20mSv)のうち、長期的には年間1mSvを目標とするなどが示された。(丙B9)

平成23年11月1日に閣議決定された「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づく基本方針においても、土壌等の除染等の措置に係る目標値として、ICRPの2007年勧告や、上記「今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的な考え方について」等を踏まえて、自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量(追加被ばく線量)が年間20mSv以上である地域については、当該地域を段階的かつ迅速に縮小することを目指すものとし、追加被ばく線量が年間20mSv未満である地域については、長期的な目標として追加被ばく線量が年間1mSv以下となることを目指すものとしている。(丙B10)

2 文部科学省通知等

(1) 文部科学省は、本件事故後の平成23年4月19日付けで、福島県知事等に対し、「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について(通知)」(甲C48、丙B11)を発出した。同通知は、児童生徒等が屋内(木造)にいる時間を1日当たり16時間、屋外にいる時間を1日当たり8時間と仮定すると、児童生徒等が1年間に20mSvの放射線を受ける空間線量率は、屋外では毎時3.8μSv、屋内(木造)では毎時1.52μSvとなることから、これを一つの目安とすることとし、児童生徒等が学校等に通うことができる地域においては、非常事態収束後の参考レベルである年間1mSvないし20mSvを学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安とし、今後できる限り児童生徒等の受ける線量を減らしていくことが適切であるとした。また、同通知においては、校庭・園庭において毎時3.8μSv以上を示した場合においても、校舎・園舎内での活動を中心とする生活を確保することなどにより、児童生徒等の受ける線量が年間20mSvを超えることはないと考えられるとして、(1)校庭・園庭で毎時3.8μSv以上の空間線量率が測定された学校等については、当面、校庭等での活動を1日当たり1時間程度に制限するなど、学校内外での屋外活動をなるべく制限することが適当である、(2)毎時3.8μSv未満の空間線量率が測定された学校については、校舎・校庭等を平常どおり利用して差し支えないなどとされていた。(甲B2の1・本文編321、322頁、甲C48、丙B11)

(2) また、文部科学省は、平成23年8月26日付けで、福島県知事等に対し、「福島県内の学校の校舎・校庭等の線量低減について(通知)(平成23年8月26日)」(丙B12)を発出した。同通知は、校庭・園庭の土壌除去等の具体的な手法が示され、それに基づく土壌除去が進んだことなどにより、学校が開校されている地域においては既に校庭・園庭において毎時3.8μSv以上の空間線量率が測定される学校はなくなっているが、夏期休業終了後、学校において児童生徒等が受ける線量については、原則として年間1mSv以下とし、これを達成するためには校庭等の空間線量率の目安を毎時1μSv未満とし、仮にそれを超えることがあっても屋外活動を制限する必要はないものの、除染等の速やかな対策が望ましいこと、局所的に線量が高い場所の把握及び除染が重要であることなどの考え方を示していた。(甲B2の1・本文編322、323頁、丙B12)

(3) なお、文部科学省は、福島県が平成23年4月5日から同月7日にかけて実施した小学校等の校庭のモニタリングの際に比較的高い空間線量率(毎時3.7μSv以上)を示した52校の校庭について、同月14日以降も継続的にモニタリングを行った。その結果、同日には13施設において毎時3.8μSv以上の空間線量率が測定されたが、同年5月12日以降、毎時3.8μSv以上の空間線量率が測定された学校はなく、同年8月25日の測定では、最も高いところで毎時0.8μSvであった。(甲B2の1・本文編322、323頁)

3 IAEA国際フォローアップミッション最終報告書

平成25年10月、13人の国際専門家等が参画するIAEAの国際フォローアップミッションチームが日本を訪問し、福島第一原発外の地域の環境回復を支援することを主な目的として調査を行い、その調査結果に係る最終報告書を公表した。同報告書では、「除染を実施している状況において、1~20mSv/yという範囲内のいかなるレベルの個人放射線量も許容しうるものであり、国際基準および関連する国際組織、例えば、ICRP、IAEA、UNSCEAR及びWHOの勧告等に整合したものであるということについて、コミュニケーションの取組を強化することが日本の諸機関に推奨される。」とし、「政府は、人々に1mSv/yの追加個人線量が長期の目標であり、例えば除染活動のみによって、短期間に達成しうるもので

はないことを説明する更なる努力をなすべきである。段階的なアプローチが、この長期的な目標の達成に向けてとられるべきである。」などとされ、また、環境回復の決定を支援するために基準となる線量については、「個人線量計で測定されるような、個人線量の活用に向けて引き続き活動することが必要である」とされていた。(丙B13・8、9頁)

4 低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書(平成23年12月22日、丙B1)

本件事故による放射性物質汚染対策において、低線量被ばくのリスク管理を適切に行うため、国際機関等により示されている最新の科学的知見や評価の整理、現場の課題の抽出、今後の対応の方向性の検討を行う場として、放射性物質汚染対策顧問会議の下、低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループが設置された。

同ワーキンググループでは、平成23年11月9日から同年12月15日までの間に全8回の議論・検討が行われ、同月22日、「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書」(低線量被ばくWG報告書。丙B1)が公表された。同報告書の概要は、次のとおりである。

(1) 科学的知見と国際的合意(丙B1・3頁)

放射線の影響に関しては様々な知見が報告されているが、国際的合意としては、科学的知見を国連に報告している原子放射線の影響に関する国連科学委員会(UNSCEAR)、世界保健機関(WHO)、国際原子力機関(IAEA)等の報告書に準拠することが妥当である。

(2) 低線量被ばくのリスク(丙B1・4頁)

低線量被ばく(なお、同報告書においては、低線量とは、一般的には200mSv以下を指すことが多いとされている。)による健康影響に関する現在の科学的な知見は、主として広島・長崎の原爆被爆者の半世紀以上にわたる精緻なデータに基づくものであり、国際的にも信頼性は高く、UNSCEARの報告書の中核を成している。

広島・長崎の原爆被爆者の疫学調査の結果からは、被ばく線量が100mSvを超えるあたりから、被ばく線量に依存して発がんのリスクが増加することが示されている。他方で、国際的な合意では、放射線による発がんのリスクは、100mSv以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされる。疫学調査以外の科学的手法でも、同様に発がんリスクの解明が試みられているが、現時点では人に対するリスクを明らかにするには至っていない。

一方、被ばくしてから発がんまでには長期間を要するから、100mSv以下の被ばくであっても、微量で持続的な被ばくがある場合、より長期間が経過した状況で発がんリスクが明らかになる可能性があるとの意見もあった。いずれにせよ、徹底した除染を含め予防的に様々な対策をとることが必要である。

(3) 長期にわたる被ばくの影響(丙B1・4ないし5頁)

低線量率の環境で長期間にわたり継続的に被ばくし、積算量として合計100mSvを被ばくした場合は、短時間で被ばくした場合より健康影響が小さいと推定されている。この効果を線量率効果といい、動物実験においても確認されている。

本件事故により環境中に放出された放射性物質による被ばくの影響は、長期的な低線量率の被ばくであるため、瞬間的な被ばくと比較し、同じ線量であっても発がんリスクはより小さいと考えられる。

(4) 外部被ばくと内部被ばくの違い(丙B1・5頁)

内部被ばくは外部被ばくよりも人体への影響が大きいという主張がある。しかし、放射性物質が身体の外部にあっても内部にあっても、それが発する放射線がDNAを損傷し、損傷を受けたDNAの修復過程での突然変異が、がん発生の原因となる。そのため、臓器に付与される等価線量(放射線の種類ごとに影響の大きさに応じた重み付けをした線量のこと)が同じであれば、外部被ばくと内部被ばくのリスクは、同等と評価できる。

(5) 子供・胎児への影響(丙B1・7頁)

一般に、発がんの相対リスクは若年ほど高くなる傾向があり、小児期・思春期までは高線量被ばくによる発がんのリスクは成人と比較してより高いが、低線量被ばくでは、年齢層の違いによる発がんリスクの差は明らかではない。

また、放射線による遺伝性影響について、原爆被爆者の子供数万人を対象にした長期間の追跡調査によれば、現在までのところ全く検出されていない。さらに、がんの放射線治療において、がんの占拠部位によっては原爆被爆者が受けた線量よりも精巣や卵巣に高い線量を受けるが、こうした患者(親)の子供の大規模な疫学調査でも、遺伝性影響は認められていない。

チェルノブイリ原子力発電所事故における甲状腺被ばくよりも、本件事故による小児の甲状腺被ばくの方が限定的であり、被ばく線量は小さく、発がんリスクは非常に低いと考えられる。

(6) 生体防御反応(丙B1・7ないし8頁)

放射線によりDNAが損傷し、突然変異が起こり、さらに多段階の変異が加わり正常細胞ががん化するというメカニズムがある。他方、生体には防御機能が備わっており、この発がんの過程を抑制する仕組みがある。

低線量被ばくであってもDNAが損傷し、その修復の際に異常が起こることで発がんするメカニズムがあるという指摘があった一方で、線量が低ければ、DNA損傷の量も少なくなり、さらに修復の正確さと同時に生体防御機能が十分に機能すると考えられ、発がんに至るリスクは増加しないという指摘もあった。

(7) 放射線による健康リスクの考え方(丙B1・8ないし10頁)

ア しきい値がなく、直線的にリスクが増加するモデル(LNTモデル)の考え方

放射線防護や放射線管理の立場からは、低線量被ばくであっても、被ばく線量に対して直線的にリスクが増加するというLNTモデルの考え方を採用するが、これは、科学的に証明された真実として受け入れられているのではなく、科学的な不確かさを補う観点から、公衆衛生上の安全サイドに立った判断として採用されている。線量に対して直線的にリスクが増えるとする考え方は、予測された被ばくによるリスクと放射線防護措置等による他の健康リスク等、リスク同士を比較する際に意味がある。しかし、この考えに従って、100mSv以下の極めて低い線量の被ばくのリスクを多人数の集団線量に適用して、単純に死者数等の予測に用いることは不確かさが非常に大きくなるため不適切であり、このことはICRPからも指摘されている。

イ リスクの程度の理解

本件事故による被ばくのリスクを、自発的に選択することができる他のリスク要因(例えば医療被ばく)等と単純に比較することは必ずしも適切ではない。しかしながら、他のリスクとの比較は、リスクの程度を理解するのに有効な一助となる。

放射線防護上、100mSv以下の低線量であっても被ばく線量に対して直線的に発がんリスクが増加するという考え方は

重要であるが、この考え方に従ってリスクを比較した場合、年間20 mSv被ばくすると仮定した場合の健康リスクは、例えば他の発がん要因（喫煙、肥満、野菜不足等）によるリスクと比べても低く、放射線防護措置に伴うリスク（避難によるストレス、屋外活動を避けることによる運動不足等）と比べられる程度であると考えられる（なお、この点に関し、国立がん研究センターが取りまとめた「わかりやすい放射線とがんのリスク」（乙C32）においては、放射線被ばくと生活習慣によってがんになる相対リスクは、1000～2000 mSvの被ばくが1.8、喫煙、週450g以上の大量飲酒が1.6、週300～449gの大量飲酒が1.4（500～1000 mSvを被ばくした場合のリスクに相当）、やせ体型であることが1.29、肥満体型であることが1.22、運動不足が1.15～1.19（200～500 mSvを被ばくした場合は1.19）、野菜不足が1.06、受動喫煙が1.02～1.03（100～200 mSvを被ばくした場合は1.08）とされている。）。

(8) 放射線防護の実践（丙B1・11頁）

低線量被ばくに対する放射線防護措置を実施するに当たっては、科学的な事実を踏まえた上で、合理的に達成可能な限り被ばく線量を少なくする努力が必要である。

放射線防護のためには線源と被ばくの経路に応じて多様な措置が考えられ、具体的には、除染、放射線レベルの高いところへの立入り制限、高濃度に汚染されたおそれのある飲食物の摂取制限等が考えられる。放射線防護措置の選択に当たっては、ICRPの考え方にあるように、被ばく線量を減らすことに伴う便益（健康、心理的安心感等）と、放射線を避けることに伴う影響（避難・移住による経済的被害やコミュニティの崩壊、職を失う損失、生活の変化による精神的・心理的影響等）の双方を考慮に入れるべきである。放射線防護措置を実施するに当たっては、子供や妊婦に特段の配慮を払うべきである。除染、健康管理、食品安全等の放射線防護の対策について、対象範囲、時間軸、目標数値を示しながら成果が分かりやすいようにして講じていくことが有効である。

(9) 放射線防護のための方向性（丙B1・16ないし17頁）

日本が採用している放射線防護上の基準は年間20 mSvであるが、原状回復を実施する立場からは、長期的な目標である年間1 mSvを目指して対策を講じていくべきである。同時に、生活圏の除染や健康管理等の対策の実施に当たっては、投入するリソースを有効に活用するため、適切かつ合理的な優先順位をつけること、また中間的な参考レベルを示した上で行うことが有効である。

想定される被ばく線量を把握することが重要であり、外部被ばく、内部被ばくを含め、どの経路による被ばくが大きいかを調査することが必要である。また、実際の被ばく線量を正確に調査・把握しておくことが必要である。当面寄与が大きいと考えられる外部被ばくは、土壌等に存在する放射性物質からの放射線によるものであるから、子供の生活環境を優先的に除染する必要がある。

低線量被ばくWG報告書が取りまとめられた時点で、ほとんどの学校等において校庭・園庭の空間線量率が毎時1 μ Svを下回っているが、今後、避難区域を解除するに当たっては、避難区域外の学校と同等の放射線量を目指した防護措置をとるべきである。具体的には、避難区域内の学校等を再開する前に、校庭・園庭の空間線量率が毎時1 μ Sv以上の学校等は、周辺区域を含め徹底した除染を行い、それ未満とすべきである。また、学校だけでなく、通学路や公園等の子供の生活圏における追加被ばく線量は年間1 mSv以下とすることを目指すべきである。

(10) まとめ（丙B1・19頁）

ア 国際的な合意に基づく科学的知見によれば、放射線による発がんリスクの増加は、100 mSv以下の低線量被ばくでは、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さく、放射線による発がんのリスクの明らかな増加を証明することは難しい。しかしながら、放射線防護の観点からは、100 mSv以下の低線量被ばくであっても、被ばく線量に対して直線的にリスクが増加するという安全サイドに立った考え方に基づき、被ばくによるリスクを低減するための措置を採用すべきである。現在の避難指示の基準である年間20 mSvの被ばくによる健康リスクは、他の発がん要因によるリスクと比べても十分に低い水準である。放射線防護の観点からは、生活圏を中心とした除染や食品の安全管理等の放射線防護措置を継続して実施すべきであり、これら放射線防護措置を通じて、十分にリスクを回避できる水準であると評価できる。また、放射線防護措置を実施するに当たっては、それを採用することによるリスク（避難によるストレス、屋外活動を避けることによる運動不足等）と比べた上で、どのような防護措置をとるべきかを政策的に検討すべきである。こうしたことから、年間20 mSvという数値は、今後より一層の線量低減を目指すに当たってのスタートラインとしては適切であると考えられる。

イ 子供・妊婦の被ばくによる発がんリスクについても、成人の場合と同様、100 mSv以下の低線量被ばくでは、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さく、発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しい。一方、100 mSvを超える高線量被ばくでは、思春期までの子供は、成人よりも放射線による発がんのリスクが高い。こうしたことから、100 mSv以下の低線量被ばくであっても、住民の大きな不安を考慮に入れて、子供に対して優先的に放射線防護措置をとることは適切である。ただし、子供は、放射線を避けることに伴うストレス等に対する影響についても感受性が高いと考えられるため、きめ細やかな対応策を実施することが重要である。

ウ 放射線防護のための数値については、科学的に証明されたものか、政策としてのものか理解してもらうことが重要である。チェルノブイリでの経験を踏まえれば、長期的かつ効果的な放射線防護の取組を実施するためには、住民が主体的に参加することが不可欠である。このため、政府及び専門家は、住民の目線に立って、確かな科学的事実に基づき、分かりやすく、透明性をもって情報を提供するリスクコミュニケーションが必要である。

5 UNSCEARの報告書（乙C29、46、47）

(1) UNSCEAR2013年報告書（乙C46）

UNSCEARは、平成25年の国連総会において、電離放射線の線源、影響及びリスクについて報告し、その報告書（UNSCEAR2013年報告書。乙C46）を平成26年5月に公表した。その概要は次のとおりである。

ア 線量評価（乙C46・28ないし33頁）

(ア) 避難しなかった公衆の1年目の線量

避難しなかった福島県内の住民の本件事故後1年間の実効線量の推定値（外部被ばく、吸入による内部被ばく及び経口摂取による内部被ばくの合計）は、成人1.0ないし4.3 mSv、10歳児1.2ないし5.9 mSv、1歳児2.0ないし7.5 mSvとされている。また、同住民の本件事故後1年間の甲状腺の吸収線量の推定値は、成人7.8ないし17 mGy、10歳児1.5ないし3.1 mGy、1歳児3.3ないし5.2 mGyとされている。

ただし、この数値は、自然放射線源によるバックグラウンド線量への上乗せ分である。データが不十分である場合には仮

定を設けていることから、これらの数値は、平均線量を実際よりも過大評価している可能性がある。

なお、周辺の6県（宮城県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県及び岩手県）の行政区画の平均実効線量は、本件事故直後の1年間で、成人0.2ないし1.4 mSv、10歳児0.2ないし2.0 mSv、1歳児0.3ないし2.5 mSvとされている。

福島県内では、福島第一原発から20 km圏内の避難区域に一部がかかる行政区画（I市）と地表での沈着密度が高い行政区画（a a市、f p市、i f町、i h村、N市、i d市、b a市）において、避難しなかった人としては最大の推定実効線量が得られ、本件事故直後1年間における成人の行政区画平均実効線量は2.5ないし4.3 mSvの範囲であった。これらの行政区画では、実効線量に占める沈着放射性核種に起因する外部線量の寄与率が圧倒的に大きかった。1歳の幼児における事故直後1年目の平均実効線量は、成人の平均実効線量の2倍以内と推定された。

（イ） 避難者の線量

避難者の本件事故後1年間の実効線量の推定値は、予防的避難地区（予防的避難とは、高度の被ばくを防止するための緊急時防護措置として平成23年3月12日から同月15日にかけて指示された地区からの避難を指す。）では、成人1.1ないし5.7 mSv、10歳児1.3ないし7.3 mSv、1歳児1.6ないし9.3 mSv、計画的避難地区（計画的避難とは、平成23年3月末から同年6月にかけて指示された地区からの避難を指す。）では、成人4.8ないし9.3 mSv、10歳児5.4ないし10 mSv、1歳児7.1ないし13 mSvとされている。また、避難者の本件事故後1年間の甲状腺吸収線量は、予防的避難地区では、成人7.2ないし34 mGy、10歳児12ないし58 mGy、1歳児15ないし82 mGy、計画的避難地区では、成人16ないし35 mGy、10歳児27ないし58 mGy、1歳児47ないし83 mGyとされている。

イ 公衆における健康影響（乙C46・48、49、50頁）

UNSCEAR2013年報告書は、公衆の健康影響について、被ばく線量が確定的影響のしきい値を大きく下回っていると理解しており、また本件事故による被ばくを原因として生じ得る急性放射線症等の確定的影響は報告されていないとしている。その概要は次のとおりである。

（ア） 避難者及び避難区域以外で本件事故の影響を最も受けた地域の集団の最初の1年間における平均実効線量は、成人で最大で約10 mSv、小児及び乳幼児ではその約2倍になると推定された。この線量でのがん又は遺伝的な影響によるリスクは、線量とリスクの直線的な関係を想定することによって推定できるが、基準となる率の通常の統計的ばらつきに比べると推定された相対リスクの値は小さく、放射線被ばくに関連した健康影響の上昇を明らかにすることは困難である。

（イ） 放射線被ばくによるがんの生涯リスクは識別可能な疾患発生率の上昇にはつながらないかもしれないが、原則として一部のがんと年齢層のリスクが増加する可能性は残る。一部の臓器については、幼児期及び小児期の被ばくによる相対リスクは、成人期に比べて大幅に高かった。

（ウ） 甲状腺がんについて

予防的避難を行った集団の甲状腺吸収線量は、1歳児の場合最大で約80 mGyになると推定された。推定された線量は個人によって大きく異なり、甲状腺における放射性ヨウ素の直接的な体外計測では、推定された数値よりも低い線量を示した。また、甲状腺吸収線量のほとんどは放射線被ばくによる甲状腺がんの過剰発生率を確認できないレベルであった。その中でも上限に近い甲状腺吸収線量では、十分に大きな集団において識別可能な甲状腺がんの発生率上昇をもたらす可能性がある。ただし、本件事故後の甲状腺吸収線量が大幅に低いため、福島県でチェルノブイリ原発事故の時のように多数の放射線誘発性甲状腺がんが発生するというように考える必要はない。

（エ） 白血病について

本件事故による被ばくにより、小児白血病の発生率が識別可能なレベルで上昇するとは予測されない。

（オ） 妊娠中の被ばくについて

本件事故による妊娠中の被ばくにより、流産や先天的な影響等が増加することは予測しておらず、また被ばくした人の子孫に遺伝的な疾患が増加するとは予測していない。

（カ） 集団検診について

福島県での継続的な超音波検査により、比較的多数の甲状腺異常が見つかったが、これは、本件事故の影響を受けていない地域での類似した調査と変わらず、福島県での継続的な超音波検査では、検査が集中的で使用機器の感度が高いために比較的多数の甲状腺異常が見つかったことを示唆している。

（2） UNSCEAR2017年白書（乙C29）

UNSCEARは、UNSCEAR2013年報告書の公表以降も追加調査活動等を行っており、平成29年に「東日本大震災後の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響に関するUNSCEAR2013年報告書刊行後の進展 国連科学委員会による今後の作業計画を指し示す2017年白書」と題する白書（UNSCEAR2017年白書）を公表した。同白書は、UNSCEAR2013年報告書の後、2016年末までに利用可能となった情報、関連文献のレビューなどを体系的に実施したところ、それらの大部分はUNSCEAR2013年報告書の主な仮定及び知見を改めて確認するものであったとしている。

そして、公衆の線量評価に関する更新情報としては、UNSCEAR2013年報告書の主要な仮定及び知見が広く裏付けられ、追認されているとした。

6 帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方（線量水準に応じた防護措置の具体化のために）

原子力規制委員会は、平成25年11月20日、「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方（線量水準に応じた防護措置の具体化のために）」を公表した（丙B14）。

同文書においては、放射線による被ばくに関する国際的な知見及び線量水準に関する考えとして、「放射線による被ばくがおよそ100ミリシーベルトを超える場合には、がん罹患率や死亡率の上昇が線量の増加に伴って観察されている。100ミリシーベルト以下の被ばく線量域では、がん等の影響は、他の要因による発がんの影響等によって隠れてしまうほど小さく、疫学的に健康リスクの明らかな増加を証明することは難しいと国際的に認識されている。」「公衆の被ばく線量限度（年間1ミリシーベルト）は、国際放射線防護委員会（ICRP）が、低線量率生涯被ばくによる年齢別年間がん死亡率の推定、及び自然から受ける放射線による年間の被ばく線量の差等を基に定めたものであり、放射線による被ばくにおける安全と危険の境界を表したものではないとしている。放射線防護の考え方は、いかなる線量でもリスクが存在するという予防的な仮定にたっているとしている。」「国際放射線防護委員会（ICRP）は、緊急事態後の長期被ばく状況を含む状況（中略）

において汚染地域内に居住する人々の防護の最適化を計画するための参考レベル（これを上回る被ばくの発生を許す計画の策定は不適切であると判断され、それより下では防護の最適化を履行すべき線量又はリスクのレベル）は、長期的な目標として、年間1～20ミリシーベルトの線量域の下方部分から選択すべきであるとしている。」等と記載されている。その上で、「我が国では、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告等を踏まえ、空間線量率から推定される年間積算線量（20ミリシーベルト）以下の地域になることが確実であることを避離指示解除の要件の一つとして定めている。」が、ICRPにおける現存被ばく状況の放射線防護の考え方を踏まえ、「長期目標として、帰還後に個人が受ける追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になるよう目指すこと」等について国が責任をもって取り組むことが必要であるとしている。

7 被ばく状況に関する調査の結果等

(1) 福島県の県民健康調査の概要（甲B86、甲C56）

福島県は、本件事故による放射性物質の拡散や避難等を踏まえ、県民の被ばく線量の評価を行うとともに、県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、もって、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図ることを目的として、平成23年6月から県民健康調査を実施している。県民健康調査は、〈1〉全県民を対象とした外部被ばく線量の推計を行う基本調査と、〈2〉一定の対象者を対象とする甲状腺検査、健康診査、こころの健康度・生活習慣に関する調査、妊産婦に関する調査の4つの調査からなる詳細調査の、合計5つの調査から成る。福島県は、県民健康調査に関して、専門的見地から広く助言等を得るために「県民健康調査」検討委員会を設置している。

(2) 基本調査の結果等（甲C56、丙C120、277）

県民健康調査の基本調査は、平成23年3月11日から同年7月1日までの期間に福島県内に住民登録があった県内居住者等を対象に、同年3月11日から同年7月11日の4か月間の行動記録等を記載する問診票を配布し、それに対する回答に基づく行動パターン等を踏まえて上記4か月間の外部被ばく実効線量を評価するものである。上記問診票に対する回答率は、平成30年3月31日現在で対象者の約27.6%であり、同日現在の、各地域における上記4か月間における外部被ばく実効線量推計状況は、別紙12のとおりと推計された（なお、放射線業務従事経験者は除く）。具体的には、平成30年3月31日時点での回答を基にした46万5286人の推計結果は、e h地区では約87%、e i地区では約92%が2mSv未満となり、K地区では約88%、l b・l c地区では99%以上、e j地区では約77%、L地区では99%以上が1mSv未満であった。

(3) 県民健康調査における甲状腺検査について等

ア チェルノブイリ原発事故の影響等の知見

1986年のチェルノブイリ原発事故においては、放射性ヨウ素の内部被ばくによる小児甲状腺がんの増加・多発が確認されており、具体的には、事故直後から小児甲状腺がんが微増し、4～5年後から急増しているところ、この増加とチェルノブイリ原発事故との間には因果関係があると考えられている（甲C53、54）。

イ 県民健康調査における甲状腺検査の結果の概要等（甲B87、甲C55、56）

（ア） 県民健康調査においては、本件事故当時におおむね18歳以下の福島県民であった者を対象に、甲状腺超音波検査を実施している。

甲状腺検査は、一次検査と二次検査に分かれ、まず一次検査でのう胞や結節の有無、その大きさが検査される。ここでのう胞や結節を認めなかった場合はA1と、5.0mm以下の結節や20.0mm以下のう胞が認められた場合はA2と、上記の大きさを超える大きさの結節やう胞が認められた場合、又は甲状腺の状態等から二次検査を要すると判断された場合はBと、甲状腺の状態等から判断して直ちに二次検査を要すると判断された場合はCとそれぞれ判定される。そして、A1、A2と判定された場合は、県民健康調査における次回以降の甲状腺検査まで経過観察とされ、二次検査は、一次検査でB又はCと判断された者を対象として、より精密な検査を行うものであり、二次検査の結果A1、A2と判定された場合も同様となる。

（イ） 平成23年10月に開始された先行検査においては、約30万人が受診し、15万4607人（51.5%）がA1、14万3575人（47.8%）がA2、2293人（0.8%）がB、1人がCと判定された。このうち、平成30年3月31日までの時点で116人が「悪性ないし悪性疑い」と判定され、100人が甲状腺乳頭がん、1人が低分化型腺がん、1人が良性腫瘍とされている（甲C55・1頁、甲C56、乙C29・26頁）。

平成26年4月ないし平成28年3月に行われた検査においては、約27万人が受診し、平成30年3月31日時点で、10万8718人（40.2%）がA1、15万9584人（59.0%）がA2、2227人（0.8%）がBと判定され、Cと判定された者はおらず、Bと判定された者のうち「悪性もしくは悪性疑い」と判定されたのは71人であった（甲C55・2頁）。

平成28年4月ないし平成30年3月に行われた検査においては、約22万人が受診し、令和元年6月30日時点で、7万6409人（35.1%）がA1、13万9961人（64.2%）がA2、1499人（0.7%）がBと判定され、Cと判定された者はおらず、Bと判定された者のうち「悪性もしくは悪性疑い」と判定されたのは29人であった（甲C55・3頁）。

ウ 「県民健康調査」検討委員会の中間取りまとめ（甲C56）

「県民健康調査」検討委員会は、平成28年3月にまとめられた中間とりまとめにおいて、先行検査の結果について、

〈1〉先行検査の結果は、甲状腺がんの罹患統計などから推定される有病数に比べて数十倍のオーダーで多い甲状腺がんが発見されている、〈2〉これについては将来的に臨床診断されたり、死に結びついたりすることがないがんの診断（過剰診断、したがって本来は治療の必要性がない。）を多数している可能性が指摘されている、〈3〉発見された甲状腺がんについては、本件事故による被ばく線量がチェルノブイリ原発事故と比べて総じて小さいこと、被ばくからがん発見までの期間がおおむね1～4年と短いこと、本件事故当時5歳以下の者からの発見がないこと、地域別の発見率に大きな差がないことから、総合的に判断して放射線の影響とは考えにくいと評価する、〈4〉ただし、放射線の影響の可能性は小さいとはいえ現段階ではまだ完全には否定できず、その評価のためには長期にわたる情報の集積が不可欠であるため、検査を受けることによる不利益についても丁寧に説明しながら、今後も甲状腺検査を継続していくべきである、としている。

他方で、同委員会委員であったldからは、甲状腺検査の結果に関して、放射線の影響があるのではないかと懸念がある旨の指摘がされていた（甲C57）。また、環境疫学者であったleらは、本件事故によって放出された放射性物質の影響により福島県内で甲状腺がんが既に多発しているという旨の論文を発表した（甲C58）。

(4) 内部被ばく線量検査等について

内部被ばくによる預託実効線量を算出する前提となる摂取量を推定する方法の一つとして、体外から直接測定する方法があり、ホールボディカウンターという機器を用い、個々人の預託実効線量を推定することができる。

福島県が平成23年6月27日から平成28年7月31日までに行ったホールボディカウンターによる内部被ばく検査の結果では、受検者29万5205人のうち、預託実効線量が1mSv未満の者が29万5179人(約99.9%)となっており、全員、健康に影響が及ぶ数値ではなかったとされている(丙C119)。また、平成30年7月31日までに行ったホールボディカウンターによる内部被ばく検査の結果でも、受検者33万4297人のうち、預託実効線量が1mSv未満の者が33万4271人(約99.9%)となっており、全員、健康に影響が及ぶ数値ではなかったとされている(丙C276)。

8 専門家による意見の概要等

(1) 1f(以下「1f」という。)の意見等(甲C36、37、94、95、乙C36の1ないし4)

1fは、元放射線医学総合研究所研究員であり、国会に設置された東京電力福島原子力発電所事故調査委員会(国会事故調委員会)の委員も務めた者である。1fは、LNTモデルについて、ICRPの2007年勧告以後に公表された知見も踏まえると、理論的にも疫学的にも立証されたものであると考えて良いとした上で、年間100mSv以下の被ばくのリスクが、他の要因に隠れてしまうほど小さいということとはできないとし、放射線はがん以外にも種々の疾患を引き起こすことが知られるようになってきた等の見解をもとに、政府が年間20mSvを避難指示の基準としたことや、低線量被ばくWG報告書の内容を批判している。

(2) 1gらの意見等(乙C34、37の1ないし3)

他方、元放射線医学総合研究所理事長・元UNSCEAR日本代表・元ICRP委員である1gら専門家17名による意見書(以下「1gら意見書」という。乙C34)は、現時点での国際的なコンセンサスは、年間100mSv以下の低線量域においては疫学データの不確かさが大きく、放射線によるリスクがあるととしても、放射線以外のリスクの影響に隠れてしまうほど小さいため、統計的に有意な発がん又はがん死亡リスクの増加を認めることができないというものであるとし、ICRPの2007年勧告以後の知見を踏まえても、LNTモデルが実験的又は疫学的に証明されたとの評価が国際的なコンセンサスとなっているということとはできないとしている。そして、1gら意見書は、放射線誘発のがん以外の疾患に関する近時の知見をもってしても、低線量域の規制に直ちに反映すべき知見とはいえない等の見解を述べた上で、低線量被ばくWG報告書の内容は正しく、有効であり、また年間20mSvを避難指示の基準とすることはスタートラインとして適切であるとの同報告書の見解も正しく、有効であるとの見解を述べている。

(3) 1hの意見等(乙C38の1ないし3)

1hは、元放射線医学総合研究所放射線防護研究センター長・元ICRP委員で、1gら意見書の執筆者の一人である。1hは、LNTモデルは放射線防護又は放射線被ばく管理のツールとしては非常に有効であるが、低線量被ばく状況においては、生体には放射線に対する防御機能が備わっていることから必ずしも現実の生体影響を反映するものではないとし、また、がん以外の疾患については、人体への影響を厳密に議論できるような状況ではないが、現段階ではおおよそ0.5Gyより低いところではその増加が有意ではないというのがコンセンサスであるという見解を述べている。

第5 賠償に関する各種基準の概要

1 中間指針

平成23年4月11日、原賠法18条1項に基づき、文部科学省に原子力損害賠償紛争審査会(原賠審)が設置された。

原賠審は、同年8月5日、避難指示等に係る損害について、中間指針を策定し、以下のような指針を示した(丙A2)。

(1) 定義等

「避難等対象者」とは、(1)本件事故発生後に避難指示等対象区域内から同区域外へ避難のための立退き及びこれに引き続く同区域外への滞在を余儀なくされた者(ただし、平成23年6月20日以降に緊急時避難準備区域(特定避難勧奨地点を除く。)から同区域外に避難を開始した者のうち、子供、妊婦、要介護者、入院患者等以外の者を除く。)、(2)本件事故発生時に避難指示等対象区域外に居り、同区域内に生活の本拠としての住居があるものの、引き続き避難指示等対象区域外への滞在を余儀なくされた者又は(3)屋内退避区域内で屋内への退避を余儀なくされた者をいうものとされていた。

(2) 検査費用

本件事故の発生以降、避難等対象者のうち避難若しくは屋内退避をした者、又は避難指示等対象区域内滞り者が、放射線へのばく露の有無又はそれが健康に及ぼす影響を確認する目的で必要かつ合理的な範囲で検査を受けた場合には、これらの者が負担した検査費用(検査のための交通費等の付随費用を含む。)は、賠償すべき損害と認められる。

(3) 避難費用

ア 避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した以下の費用が、賠償すべき損害と認められる。

(ア) 避難指示等対象区域から避難するために負担した交通費、家財道具の移動費用

(イ) 避難指示等対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費及びこの宿泊に付随して負担した費用(以下「宿泊費等」という。)

(ウ) 避難等対象者が、避難等によって生活費が増加した部分があれば、その増加費用

イ 避難費用の損害額算定方法は、以下のとおりとする。

(ア) 避難費用のうち交通費、家財道具の移動費用、宿泊費等については、避難等対象者が実際に負担した費用が賠償の対象となり、その実費を損害額とするのが合理的な算定方法と認められる。ただし、領収証等による損害額の立証が困難な場合には、平均的な費用を推計することにより損害額を立証することも認められるべきである。

(イ) 他方、避難費用のうち生活費の増加費用については、原則として、後記(7)ア(ア)又は(イ)の額に加算し、その加算後の一定額をもって両者の損害額とするのが公平かつ合理的な算定方法と認められる。

(ウ) 避難指示等の解除等(指示、要請の解除のみならず帰宅許容の見解表明等を含む。)から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならない。

(4) 一時立入費用

避難等対象者のうち、警戒区域内に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する「一時立入り」に参加するために負担した交通費、家財道具の移動費用、除染費用等(前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費等も含む。)は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

(5) 帰宅費用

避難等対象者が、避難指示等対象区域の避難指示等の解除等に伴い、対象区域内の住居に最終的に戻るために負担した交通費、家財道具の移動費用等（前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費等も含む。）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

(6) 生命・身体的損害

避難等対象者が被った以下のものが、賠償すべき損害と認められる。

ア 本件事故により避難等を余儀なくされたため、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化（精神的障害を含む。）し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等

イ 本件事故により避難等を余儀なくされ、これによる治療を要する程度の健康状態の悪化等を防止するため、負担が増加した診断費、治療費、薬代等

(7) 精神的損害

ア 本件事故において、避難等対象者が受けた精神的苦痛（生命・身体的損害を伴わないものに限る。）のうち、少なくとも以下の精神的苦痛は、賠償すべき損害と認められる。

(ア) 避難指示等対象区域から実際に避難した上、引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）及び本件事故発生時には避難指示等対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛

(イ) 屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域における屋内退避を長期間余儀なくされた者が、行動の自由の制限等を余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛

イ 前記ア(ア)及び(イ)に係る精神的損害の損害額については、避難費用のうち生活費の増加費用と合算した一定の金額をもって両者の損害額と算定するのが合理的な算定方法と認められる。そして、前記ア(ア)又は(イ)に該当する者であれば、その年齢や世帯の人数等にかかわらず、避難等対象者個人が賠償の対象となる。

ウ 前記ア(ア)の具体的な損害額の算定に当たっては、差し当たって、その算定期間を、以下の3段階に分け、それぞれの期間について、以下のとおりとする。

(ア) 本件事故発生時から6か月間（第1期）

第1期については、一人月額10万円を目安とする。

ただし、この間、避難所・体育館・公民館等（以下「避難所等」という。）における避難生活等を余儀なくされた者については、避難所等において避難生活をした期間は、一人月額12万円を目安とする。

(イ) 第1期終了から6か月間（第2期）

第2期については、一人月額5万円を目安とする。

(ウ) 第2期終了から終期までの期間（第3期）

第3期については、今後の本件事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて損害額の算定方法を検討するのが妥当であると考えられる。

エ 前記ア(ア)の損害発生期の始期及び終期については、以下のとおりとする。

(ア) 始期については、原則として、個々の避難等対象者が避難等をした日にかかわらず、本件事故発生日である平成23年3月11日とする。ただし、緊急時避難準備区域内に住居がある子供、妊婦、要介護者、入院患者等であって、同年6月20日以降に避難した者及び特定避難勧奨地点から避難した者については、当該者が実際に避難した日を始期とする。

(イ) 終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならない。

オ 前記ア(イ)の損害額については、屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域において屋内退避をしていた者（緊急時避難準備区域から平成23年6月19日までに避難を開始した者及び計画的避難区域から避難した者を除く。）につき、一人10万円を目安とする。

(8) 営業損害

ア 従来、避難指示等対象区域内で事業の全部又は一部を営んでいた者又は現に営んでいる者において、避難指示等に伴い、営業が不能になる又は取引が減少する等、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められる。

上記減収分は、原則として、本件事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、本件事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用との差額（本件事故により負担を免れた費用）を控除した額とする。

イ また、前記アの事業者において、上記のように事業に支障が生じたために負担した追加的費用（従業員に係る追加的な経費、商品や営業資産の廃棄費用、除染費用等）や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用（事業拠点の移転費用、営業資産の移動・保管費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

ウ さらに、同指示等の解除後も、前記アの事業者において、当該指示等に伴い事業に支障が生じたため減収があった場合には、その減収分も合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。また、同指示等の解除後に、事業の全部又は一部の再開のために生じた追加的費用（機械等設備の復旧費用、除染費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

(9) 就労不能等に伴う損害

避難指示等対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により、あるいは、前記(8)の営業損害を被った事業者等に雇用されていた勤労者が当該事業者等の営業損害により、その就労が不能等となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる。

(10) 財物価値の喪失又は減少等

財物につき、現実に発生した以下のものについては、賠償すべき損害と認められる。なお、ここで言う財物は動産のみならず不動産を含む。

ア 避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、避難指示等対象区域内の財物の管理が不能等となったため、

当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用（当該財物の廃棄費用、修理費用等）は、賠償すべき損害と認められる。

イ 前記アのほか、当該財物が避難指示等対象区域内にあり、

(ア) 財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質にばく露した場合、

又は

(イ) 前記(ア)には該当しないものの、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、本件事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合

には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及び除染等の必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる。

ウ 避難指示等対象区域内の財物の管理が不能等となり、又は放射性物質にばく露することにより、その価値が喪失又は減少することを予防するため、所有者等が支出した費用は、必要かつ合理的な範囲において賠償すべき損害と認められる。

2 中間指針第一次追補

原賠審は、平成23年12月6日、自主的避難等に係る損害について、中間指針第一次追補を策定し、放射線被ばくへの恐怖や不安は、福島第一原発の状況が安定していない等の状況下で、福島第一原発からの距離、避難指示等対象区域との近接性、政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報、居住する市町村の自主的避難の状況（自主的避難者の多寡等）等の要素が複合的に関連して生じたと考えられ、少なくとも以下の区域においては、住民が放射線被ばくへの相当程度の恐怖や不安を抱いたことに相当の理由があり、また、その危険を回避するために自主的避難を行ったことに合理性があるととして、以下のとおりの指針を示した（丙A3）。

(1) 以下の福島県内の市町村のうち、避難指示等対象区域を除く区域を自主的避難等対象区域とする。

(e h 地域)

a a 市、f p 市、b a 市、i d 市、i f 町、g a 町、a p 町、i h 村

(e i 地域)

N 市、f q 市、a t 市、l i 町、l j 村、l k 町、l l 村、l m 村、l n 町、l o 町、l p 村、f s 町

(e j 地域)

a h 市、l q 町

(L 地域)

L 市

(2) 本件事故発生時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があった者（本件事故発生後に当該住居から自主的避難を行った場合、本件事故発生時に自主的避難等対象区域外に居り引き続き同区域外に滞在した場合、当該住居に滞在を続けた場合等を問わない。）を自主的避難等対象者とし、自主的避難等対象者が受けた損害のうち、以下のものが一定の範囲で賠償すべき損害と認められる。

ア 放射線被ばくへの恐怖や不安により自主的避難等対象区域内の住居から自主的避難を行った場合（本件事故発生時に区域外に居り引き続き区域外に滞在した場合を含む。以下同じ。）における以下のもの

(ア) 自主的避難によって生じた生活費の増加費用

(イ) 自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛

(ウ) 避難及び帰宅に要した移動費用

イ 放射線被ばくへの恐怖や不安を抱きながら自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合における以下のもの

(ア) 放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛

(イ) 放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分があれば、その増加費用

(3) 具体的な損害額の算定の目安は次のとおりである。

ア 自主的避難等対象者のうち子供（判決注：中間指針等及び被告東電の公表賠償基準においては、「子供」とは18歳以下の者をいう。）及び妊婦については、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として一人40万円

イ 前記ア以外の自主的避難等対象者については、本件事故発生当初の時期の損害として一人8万円

(4) 本件事故発生時に避難指示等対象区域内に住居があった者については、賠償すべき損害は自主的避難等対象者の場合に準じるものとし、具体的な損害額の算定に当たっては次のとおりとする。

ア 中間指針の精神的損害の賠償対象とされていない期間については、前記(3)に定める金額が(3)ア及びイにおける対象期間に応じた目安であることを勘案した金額とする。

イ 子供及び妊婦が自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間については、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として一人20万円を目安としつつ、これらの者が中間指針第一次追補の対象となる期間に応じた金額とする。

3 中間指針第二次追補

原賠審は、平成24年3月16日、中間指針第二次追補を策定し、以下のとおりの指針を示した（丙A4）。

(1) 政府による避難指示等に係る損害について

ア 避難費用及び精神的損害

(ア) 避難指示区域

本件事故発生時、避難指示区域内に生活の本拠としての住居があった者の避難費用及び精神的損害は、以下のとおりとする。

a 中間指針の「第2期」（前記1(7)ウ(イ)参照)を、避難指示区域見直しの時点（避難指示等対象区域において、警戒区域又は計画的避難区域の指定が解除されて、避難指示解除準備区域、居住制限区域又は帰還困難区域が設定される時点）まで延長し、当該時点から終期までの期間を「第3期」とする。

b 前記aの第3期において賠償すべき避難費用及び精神的損害並びにそれらの損害額の算定方法は、原則として引き続き中間指針のとおりとするが、宿泊費等が賠償の対象となる額及び期間には限りがあることに留意する必要がある。

c 前記aの第3期における精神的損害の具体的な損害額（避難費用のうち通常範囲の生活費の増加費用を含む。）の

算定に当たっては、避難者の住居があった地域に応じて、次のとおりとする。

(a) 避難指示区域見直しに伴い避難指示解除準備区域に設定された地域については、一人月額10万円を目安とする。

(b) 避難指示区域見直しに伴い居住制限区域に設定された地域については、一人月額10万円を目安とした上、おおむね2年分としてまとめて一人240万円の請求をすることができるものとする。ただし、避難指示解除までの期間が長期化した場合は、賠償の対象となる期間に応じて追加する。

(c) 避難指示区域見直しに伴い帰還困難区域に設定された地域については、一人600万円を目安とする。

d 中間指針において、避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、避難指示区域については今後の状況を踏まえて判断されるべきものとする。

(イ) 旧緊急時避難準備区域

緊急時避難準備区域については、平成23年9月30日に解除されていることなどを踏まえ、当該区域内に住居があった者の避難費用及び精神的損害は、次のとおりとする。

a 中間指針の第3期において賠償すべき避難費用及び精神的損害並びにそれらの損害額の算定方法は、引き続き中間指針のとおりとする。

b 中間指針の第3期における精神的損害の具体的な損害額（避難費用のうち通常範囲の生活費の増加費用を含む。）の算定に当たっては、一人月額10万円を目安とする。

c 中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、旧緊急時避難準備区域については平成24年8月末までを目安とする。

(ウ) 特定避難勧奨地点

特定避難勧奨地点については、解除に向けた検討が開始されていることなどを踏まえ、当該地点に住居があった者の避難費用及び精神的損害は、次のとおりとする。

a 中間指針の第3期において賠償すべき避難費用及び精神的損害並びにそれらの損害額の算定方法は、引き続き中間指針のとおりとする。

b 中間指針の第3期における精神的損害の具体的な損害額（避難費用のうち通常範囲の生活費の増加費用を含む。）の算定に当たっては、一人月額10万円を目安とする。

c 中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、特定避難勧奨地点については3か月間を当面の目安とする。

イ 営業損害

営業損害については、中間指針で示したもののほか、次のとおりとする。

(ア) 営業損害の終期は、当面は示さず、個別具体的な事情に応じて合理的に判断するものとする。

(イ) 営業損害を被った事業者による転業・転職や臨時の営業・就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た利益や給与等を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要である。

ウ 就労不能等に伴う損害

就労不能等に伴う損害については、中間指針で示したもののほか、次のとおりとする。

(ア) 就労不能等に伴う損害の終期は、当面は示さず、個別具体的な事情に応じて合理的に判断するものとする。

(イ) 就労不能等に伴う損害を被った勤労者による転職や臨時的就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た給与等を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要である。

エ 財物価値の喪失又は減少等

財物価値の喪失又は減少等については、中間指針で示したもののほか、次のとおりとする。

(ア) 帰還困難区域内の不動産に係る財物価値については、本件事故発生直前の価値を基準として本件事故により10%減少（全損）したものと推認することができるものとする。

(イ) 居住制限区域内及び避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物価値については、避難指示解除までの期間等を考慮して、本件事故発生直前の価値を基準として本件事故により一定程度減少したものと推認することができるものとする。

(2) 自主的避難等に係る損害について

中間指針第一次追補において示した自主的避難等に係る損害について、平成24年1月以降に関しては、次のとおりとする。

ア 少なくとも子供及び妊婦については、個別の事例又は類型ごとに、放射線量に関する客観的情報、避難指示区域との近接性等を勘案して、放射線被ばくへの相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象となる。

イ 前記アによって賠償の対象となる場合において、賠償すべき損害及びその損害額の算定方法は、原則として中間指針第一次追補で示したとおりとする。具体的な損害額については、同追補の趣旨を踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて、合理的に算定するものとする。

(3) 除染等に係る損害について

除染等に係る損害は、中間指針で示したもののほか、次のとおりとする。

ア 本件事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去に加え、汚染の拡散の防止等の措置、除去土壌の収集、運搬、保管及び処分並びに汚染された廃棄物の処理を含む。）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用、減収分及び財物価値の喪失・減少分は、賠償すべき損害と認められる。

イ 住民の放射線被ばくの不安や恐怖を緩和するために地方公共団体や教育機関が行う必要かつ合理的な検査等に係る費用は、賠償すべき損害と認められる。

4 中間指針第四次追補

原賠審は、平成25年12月26日、帰還困難区域については、同日時点においても避難指示解除及びその時期の具体的な見通しが立っておらず、避難指示が本件事故後6年を大きく超えて長期化することが見込まれている状況に鑑み、中間指針第四次追補を策定し、以下のとおりの指針を示した（丙A5）。